

令和5年6月20日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1 会議名 産業厚生委員会

2 日時 令和5年6月20日(火)

午前10時02分開会

午後4時38分散会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

竹之内 和 満 委員長、大野 雅 子 副委員長、白石 純 一 委 員、
大田 基 次 委 員、竹原 信 一 委 員、牟田 学 委 員、
濱田 洋 一 委 員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主任 松 林 俊 介

6 参考人及びその補助者

(1) 参考人

ア 海の家あすなろ事業者

有限会社高崎ランバーミル 代表取締役 高 崎 良 二 氏

イ 海の家サンフラワー事業者

株式会社アクネナビ 代表取締役 牟 田 真 也 氏

ウ 宿泊施設事業者

株式会社はしコーポレーション 新規推進部長 守 屋 知 弘 氏

(2) 参考人の補助者

宿泊施設事業者である参考人の補助者

株式会社はしコーポレーション 専務取締役 栢 庄 太 郎 氏

7 説明員

市 長 西 平 良 将 君

副 市 長 松 崎 裕 介 君

商 工 観 光 課 長 宮 下 雅 行 君

商工観光課長補佐兼観光推進係長 船 蔵 真 一 君

8 会議に付した事件

(1) 陳情第5号 海の家の事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

(2) 所管事務調査

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

竹之内和満委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

本日は、先の委員会で決定したとおり、海の家事業者の代表者及びグランピング施設事業者の代表者を参考人として呼びしておりますので、本陳情に関する意見を聴取いたします。

議題に入る前に、ここで地方自治法第117条の規定により大野雅子副委員長の退席を求めます。

[大野雅子委員退席]

○ 陳情第5号 海の家事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

竹之内和満委員長

この際、陳情第5号を議題とします。

参考人である海の家事業者と宿泊施設事業者に出席を求めたところ、同じ時間に質疑を受けたいとのことでしたので、同時に入室していただきたいと思います。

[参考人及び補助者入室]

竹之内和満委員長

呼び出した参考人は、海の家サンフラワー事業者である株式会社アクネナビの牟田真也さん、海の家あすなろ事業者である高崎ランバーミルの高崎良二さん、宿泊施設事業者である株式会社はしコーポレーションの新規推進部長である守屋知弘さんでございます。

また、参考人から、補助者として栢庄太郎さんを同席させたいと求められておりますので、許可したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

参考人及び補助者に御出席いただきました。

参考人におかれましては大変お忙しい中、本委員会の審査のため御出席いただき、誠にありがとうございます。

委員会を代表してお礼を申し上げます。

参考人及び補助者に発言についてお願いがございます。

御発言される際は、挙手していただき、委員長から指名を受けた後にお願いいたします。委員会記録作成のため録音しておりますので、マイクを近づけていただいた上で、お話しくださるようお願いいたします。

それでは、本件陳情に関して、参考人から御意見等がございましたら、参考人にお話いただきたいと存じます。

牟田真也参考人

お疲れさまです。

そもそも、今日の陳情内容とか、私、把握しておりませんので。

〔「え、陳情内容を把握していないの」と呼ぶ者あり〕

竹之内和満委員長

休憩します。

(休憩 午前10時05分～午前10時08分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、参考人から何かございましたら、どうぞお願いします。

牟田真也参考人

よろしくお願いいたします。

今、本日参考人として呼ばれている案件につきまして、陳情を確認させていただきましたが、まず、覚書が締結されていないという点に関しまして、お話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

竹之内和満委員長

はいどうぞ。

牟田真也参考人

そもそもですね、前提といたしまして、まず昨年、私ども事業者側から、海水浴場に関する条例の一部と規則に対する変更を求める陳情を上げさせていただきまして、昨年度、この覚書を特例として阿久根市側から提案されてきたんですが、そもそも我々の陳情に対する結論というのを先に、結論としてあげていただきたいというのが我々事業者側の意見でして、今回、昨年、覚書案として阿久根市からいただいたんですが、まず、我々事業者側に課せられた義務としまして、3項目挙げられております。

その内容が、まず一つ目に、ウミガメの産卵に配慮するため、海の家及びその利用客が発する光を海岸に漏らさない対策を講じるとともに、とありまして、これを守らなかったら規則どおり午後5時で閉めてもらいますよという内容になっております。これ、営業している上で、光を海岸側にあげないというのは、もう営業しないことと同等と思っております。そこに関しても、この覚書に対する理解というのが事業者側としてはできないという部分でございます。

また、2番目に関しまして、騒音、バーベキューの煙など、近隣住民に不快感を招かないこと。この不快感に関しても、では何をもって不快感と定義づけるのかというところで、我々事業者側としては理解に苦しむところございまして、この辺も数値的根拠だったりとか、何かしらの定義づけがされないと、一部の市民、近隣住民の方が不快感だよと言え、我々も、もうこの規則に則らないといけないという形になりますので、できません。

3番目は、開場時間終了時刻までに海の家の利用客全員を脇本海水浴場駐車場から退出させること。今ある条例・規則を確認していただければ分かると思うんですけど、今の条例に決められているこの決まりというのが、砂浜から海の海水浴場区間、図示されておまして、駐車場に関しては、全くこの条例また規則には関係のない部分だと認識しております。

そういった中で、この覚書に条例以外のことも提起されてくるとなると、なかなか流動

性がある、我々としても事業者側として自由な経済活動ができにくくなっているという状況から、やはり覚書の内容もしかり、そもそも条例自体も令和元年に制定されておりまして、我々としては、この10年間、条例前から営業している中で、何の説明もないまま、条例が制定され、施行されていると。そういったことに、我々は陳情という形で上げさせていただいたので、まずは、その結論を行政としてもしていただきたいなというところが昨年の覚書に記載しなかった一番の理由でございます。

竹之内和満委員長

そのほかの参考人からお話ございますでしょうか。

高崎良二参考人

本日はありがとうございます。

今のところは、私からは、今、牟田君が言ったとおりに思っていますので、よろしくお願いたします。

竹之内和満委員長

守屋さんのほうから何かございますでしょうか。

守屋知弘参考人

どうも始めまして。はしコーポレーションの守屋と申します。

私は、今回参加させていただいたのは、海の家事業者ではないんですが、当然、隣接する地域でもありますし、業種が同じということで、今回、牟田さんにしろ、高崎さんにしろ、いろんなお話を聞いていまして、我々も非常に困っていることが多々あります。またこれは、別の機会にお話しさせていただきたいなと思うんですが、今回の営業時間等の問題については、実際は、ほぼ、もうでき上がっちゃってるんじゃないかという嫌いはあるんですね。

その午後8時までにするを午後5時にする。午後8時にするのは何かというと、夜、要はそのウミガメの産卵を助けるためだと聞きますが、海の家は7月から8月末なんですね。8月の午後8時ごろに、日が暮れてますけど。私も実際、携帯に動画を撮っていますけど、昼間にカメの産卵の動画を撮っています。これ実際、別のNPO法人さんに貴重な参考資料ということでお渡ししています。個人的理由で現地のNPO法人には渡していませんけれども。個人的な感情も入ってですね、あるんですが。結局、カメの産卵というのは、私もいろいろ調べて、昨日、屋久島の話もちょっと出ましたけど、あそこの海岸は海の家がないとかというのはあるんですけど、あそこは海水浴場じゃないと思うんですね。屋久島の場合は雨が多いのであんまり海水浴場というものがなくて、という地域の違いというものがああります。以前、千葉のほうで、ウミガメの産卵できないから、野球場のグラウンドのライトを消したというのがありますけど、これ、海岸すごく狭いんですね。で、利用者がいないということで決まったということで、いろんな話をNPO法人さんのところでお話聞くんですけども、全てが一緒になっちゃってるというのがまず僕の考えの一つであって、話は戻りますけど、今のその夜の光と、海の、ウミガメの成育等については、夏季の時間であれば、さほど午後5時にする必要もなく午後8時で十分なんじゃないかなというふうに思っております。

竹之内和満委員長

ありがとうございます。

補助者から補足説明ありますか。

栞庄太郎補助者

はしコーポレーションの栞です。よろしくお願いします。

いろいろとですね、いろんな方からお話が出てきます。

海の環境、ウミガメの環境。本当、非常に大事なことだとは思いますが、しかしながら、この阿久根市を、今後、交流人口を増やしたりとか発展とか、そういう方向性を位置づけるのであれば、やはり、ここはいろいろと協議していただきたいなと思います。

竹之内和満委員長

ありがとうございます。

参考人の話が終わりましたので、質疑を行います。

何か質疑ございませんでしょうか。

濱田洋一委員

本日はお忙しい中に御出席いただきありがとうございます。

先ほど牟田参考人から、条例施行規則ですね、令和元年6月に制定されておりますけれども、このことについて、これまで、行政側から何もそういった話もなかったということ先ほど話をされましたが、全くなくて、いつの時点でといたしますか、昨年の令和4年の陳情を出されたときに知ったということでしょうか。

牟田真也参考人

私の記憶では、条例ができる前、また、条例ができる時期に関しても説明がなかったものと記憶しております。

濱田洋一委員

条例ができて、こういうふうな開場時間であったり、遊泳時間がこうだよということは、昨年、陳情を出されたときに確認されたということでしょうか。

牟田真也参考人

条例の存在につきましては、条例が施行されてからは、公表されておりましたので確認をして、条例の存在自体は知っておりました。

濱田洋一委員

去年の令和4年度ということではなくて、条例ができたよというのは、令和元年6月以降にできておりますから、それは、確認はされていたということですかね。

中身について、市役所、行政側から、こういうことで条例制定しましたということは、通知とか通告、お話がなかったということですが、その中身については、そういう条例施行規則がそういうふうな制定されたというのは知ってはいたということでしょうか。

牟田真也参考人

条例が施行されてからは、確認はしておりました。併せて、その条例ができた時点で、私、事業者側としては、到底理解ができないので、行政の方と常に協議をしていたというのが、これまでの、昨年までの経緯でございます。

濱田洋一委員

分かりました。ありがとうございます。

高崎良二参考人

条例の話、最初にできたのは全く知らなかったんですよ。去年だったかな、陳情を出したそのときに、初めて気付いて、そこに時間制定があるということを知ったものですか

ら、陳情を上げたというところでは。

令和元年に、今出たと言われたんですけど、その時点では何の説明もなく、そのままきてますから、時間の問題を言われて、初めてそこで気づいて、こういうものがあるんだというのを気づいたというところでは。

花火とかそういうところの条例は、早くできているのは知っておりましたが、その時間に関して、営業時間に関しての話に関しましては、昨年気づいたところでは。

白石純一委員

その条例に、条例は議会で決めるんですね、その条例に附帯している施行規則と。例えば何時までという時間が書いてある。今、開場時間が午後5時までとなっていますけれども、それを、施行規則は市長が定めるということになっています。

ただ、そこには午後5時としか書いてないんですけども。ただし、市長が別と、細かい部分はあれですけど、別途認める場合はその時間を変更できるということになっていて、それに準拠して、平成元年以降、午後8時までが、実質認められていたと思うんですけども、市長が別途認める場合というような、本来は午後5時だけでも午後8時まででは開場時間を延長することを認めますよというようなやりとり、本来は文書でやるべきだと思うんですけど、それは一切なかったという理解でよろしいでしょうか。

牟田真也参考人

条例ができてからの書面の取り交わしというのはないと記憶しております。

白石純一委員

去年、施行規則に基づいて、別途認める場合は午後8時までというのが令和元年から運用されてきた、実質的には運用されてきたわけですけども、それについてやはり文書で残すべきだということで、去年、議会、我々の委員会では、議会として、文書に残すべきだということで覚書を結んでくださいというお願いをしました。そこで覚書案が出てきたわけですけども、この覚書案、今、私どもの手元にあるのは、先ほど牟田参考人がおっしゃられた3点、午後5時以降は光を漏らさないように。2点目は、バーベキュー、騒音、住民の不快感をそれによって招かない。3点目が、午後8時終了時刻までに、海水浴場駐車場からお客様を退出させることが、黒字であります、案ですからね。

したがって、この案というのは、私の理解は、市役所からこの案が出てきたと。それに付け加える形で、赤字の一文がありまして、その前の三つの、午後8時には退出させる、駐車場から退出させることが守れなかったときは、元の開場時間、つまり午後5時に戻すこととするというのが赤字でつけ加えられているんです。

それは、恐らく、地元の方か、NPOの方かが、昨年時点では、サインするのは区長さんだったので、区長さん側から出てきたものと理解しますが、それでよろしいですかね。

牟田真也参考人

私どもとしては、この覚書の提示というのは、商工観光課の担当者から随時いただいたもので、これに対して、行政側は地域とのやりとりをした上で記載しているというような理解でおりました。

白石純一委員

案ですので、2者以上のその当事者、署名する方がその案のやりとりをして、この項目についてはこう変えてほしい、これは受け入れられるけどこの項目については難しいよね、こう変えられませんかという協議はあったんでしょうか。

牟田真也参考人

もちろん、そこは我々も意思表示していた中だったんですけど、今、皆さんが持たれてるこの覚書もですね、最終的に私のもとに案として上がってきたのが6月30日だったんですよ。で、海開きは7月2日なんですね。そこでどうやって、結論を出すのという部分もありますよね。

白石純一委員

したがって、この市役所から出てきた案について、こう修正・変更してほしい、これについては難しいというような投げかけをされたことに対して、市役所から新たな案、それを反映した案というのは、つまり、第2校、第3校という形では出てきていないんでしょうか。

牟田真也参考人

この案に関しましてはメールでのやりとりでしたので、確認したら出てくるとは思うんですけど、恐らく2～3回のやりとりはあったと記憶しておりまして、ただ、大枠とかではなくて、単語があったりとか、文言とか、そういった意味での修正しかなされなかったのと、地域としてはこの3項は絶対譲れないというような返答があったということだけは聞いております。

白石純一委員

海の家事業者は市役所とのやりとりで、相手方の意向は市役所から聞いていたと。つまり、市役所、地区、そして海の家さん、3者が、これ、3者が署名するものだと思います。3者が一堂に会して協議をしたということは、この覚書案についてはあったんでしょうか。

牟田真也参考人

この覚書に関しては3者での協議はないというふうに記憶しています。

白石純一委員

その辺りが私は問題だったのかなあとと思います。ただし、その前提として、やはり施行規則のあやふやな部分、それを例外として認める部分がしっかりと3者で文書として共有されていなかったことが、最初のボタンのかけ違いかなと思っています。

濱田洋一委員

ただいまの白石委員の質問に関連しているのですが、これまで、その協議会ということで、年1回、開催されてきたということで牟田参考人からありましたけれども、昨年の覚書の案の中身ということは、その協議会では全くそういった話をされずに、内容的にはどういった協議会の話を持たれたのか、その辺を教えていただければと思います。

牟田真也参考人

毎年行われる協議会というのは、海開きに向けた、その年の海水浴に向けた、連絡調整だったりとかというのが主であって、踏み込んだこういった覚書のような協議というのは、個別個別で地域の方から意見が出たりはしますけど、去年はまたこういった海の付近の被害があったとか、そういった報告的なことはありますけど、協議という意味ではなかったというふうに思っております。

竹原信一委員

今までの市役所、そして、この陳情者の人たちの動き・対応などについては、非常に御不満があろうというのはよく理解できます。そこら辺のことをですね、自分たち自身の思

いと、それから阿久根市の観光行政についての御提案でもあれば、一人一人お話しいただければと思いますけれども。

牟田真也参考人

ありがとうございます。

まず、うちの海の家のお話をさせていただきますと、今から10年前に開業をさせていただいたというのが、そもそも、私が今、営業しておりますところにもともと既存でされていた海の家業者さんがいて、その方も体調を崩されて、2年ぐらい荒廃した海の家が残っておったんですよね。それを私、建設業もやっていますので、それをどうにか地域の力で撤去できないだろうかという依頼がありまして、そこを無償で撤去した。そこから、この脇本海水浴場、このまま何もないのはもったいないなという思いで、私もそこで海の家を開業しようと思ったのが始まりでありまして、そのときも県に対する申請に当たりまして、近隣地域の下村地域の当時の役員の皆様方にもお集まりいただき、趣旨であったり、建てる場所だったり、営業内容というものを説明して理解をいただいて、開業にこぎ着けたというふうに思っております。

そういった中で、ある意味、毎年一部の方から様々な批判や苦言もいただきながら、それをすぐ事業者としては歩み寄りを見せて、事業者としてできる範囲の努力というものをやってきたつもりでございます。しかしながら、もう、これまでも全て事業者側が容認をして、地域側に寄せていくという流れで10年たってきましたので、もうこれ以上、またさらに規則を設けられると、我々事業者としても、今後事業をやっていく上で全て様々な思いつきのような規則がどんどん課せられてくるのかなという不安だったりとかというものございまして、ここはどうか行政の力も含めて、何かしらの内容をつけて、やっぱり、もちろん地域も守られて当然だと思うんですけど、我々も一地域人として、あそこの観光を守っていききたいという中で、やはり我々事業者側も守られるようなルールづくりというものをつくっていただきたいなという思いでございます。

我々事業者、高崎さんもそうですが、全て脇本海水浴場に関しては、自費で全てやっておりますし、近辺の清掃も、自らの従業員を使って自費ですべてやっております。そこで雇用も生んで、税金を払わせていただいております。故にですね、そういった事業者の声もお聞きいただいて、これをますます阿久根市の観光発展に貢献できるような環境づくりに努めていただければなと思います。

高崎良二参考人

このような発言の機会をいただきありがとうございます。

本日は、今まで私が思っていることを、いろいろとこの会で述べたいと思ってまいりました。この陳情に関することではないかもしれませんが、一応、思いということで聞いていただきたいと思います。

これから、今までの問題の中でですね、いろいろあるんですが、一つこの間あったことは、駐車場から私どもの海の家に入り込んでいく通路にポールがあります。そのポールの下には鍵がついてるんですよね。ポールを外せないように施錠されております。これは、今、NPO法人の代表が1人で鍵を管理しているという状況です。この問題、過去に赤線は下村区が管理をするようになっていたという理由で、今、管理をされているんですが、しかしながら、これは、今まで行政と海の家、私ですねと、地元の区長さん3者が鍵を管理しているということで、海での緊急のときは区長さんが対応するようにして、そこを開け

るということで今まで取決めがあったんですが、なぜか知らないですが、そこを鍵を一つにして一つで閉められていますから、私どもも今回、海の家準備とか、そういうことにもものすごく支障をきたしております。

後は、なぜその鍵をしたかという、グランピング場の工事期間中に駐車場の鍵の閉め忘れがあり、そのときに車両が乗り入れて海に入り込んできた、そういった理由が聞かれました。しかし、その報告は、そのときはしてなく、我々も全く連絡もなく、確認ができていません。そのとき、なぜ連絡しなかったのかなと私も不思議でなりません。

あと、鍵の管理は、行政財産なのになぜ個人1人が鍵を持っているのか、これもまた、行政にも疑問があるところでございます。

あと、駐車場の管理に関しましても、駐車場の開け閉めの問題で、現在、南側、サンフラワーさん側の駐車場と、私どもの北側のあすなろ、現在管理してるのは、はしコーポレーションが駐車場の管理をされているんですが、駐車場の施錠は、両方とも時間設定をして、お互い施錠するという状況で、施錠するに至っては、過去に、夜中に海に来て花火やいたずらをするケースがあり、地域住民からの依頼もあり、夜の施錠を夏場だけ行っていたが、最近では、年間を通しての施錠となっていることについては、そこまで問題ではないと私も思っています。

ただし、駐車場の鍵の開け閉めは、もともと地元の声に応じてのことと認識をしております。

当時は、自分たちで管理するという事で鍵の施錠が始まりました。しかし、問題なのは、駐車場管理をしている中で、昨年のことなんですが、行政から200万円近くの駐車場管理業務委託費としてNPO法人に資金提供があることです。

その中で、同じ鍵の開け閉めをするのに、同じ条件なのに、例えば、去年私はずっと開け閉めをやっていました。しかし、私は1円たりとももらっておりません。なのに、反対側のNPO法人は、200万円という金額をもらいながら駐車場の管理をやってるということに、私は不信感があります。

鍵の開け閉めというのは、もともと、はしコーポレーションさんが管理をされていてもしなくても、この鍵を閉めてください、開けてくださいというのは、地元住民の声を汲んで行政がお願いしていることです。

そのことに対して、何で、一方には費用が発生して一方には費用が発生しないのかというのは、私は不思議でなりません。

前も、これは駐車場管理費という名目になっているんですが、私どもの駐車場は、昔は、海開き前になれば行政が碎石を入れて整地をしてくれてました。しかしながら、近年は予算がないという理由で、その作業すらしてくれず、私も荒れてるところには自費で碎石を入れて整地をしてまいりました。

しかしながら、その予算がないという理由の中で、この200万円というのは何なのかなと、私は全く納得できないと思います。

あと、次の問題は、営業時間の問題に関しましてなんですが、営業時間の問題は、過去に、地元住民の方も集まってお話をしていただきました。そのときに、地元住民の方に了承いただいたことがあります。営業時間を午後8時までとし、お店の後片づけや、お客さんを退場させるまでには時間がかかるので、午後9時までには店を出るようにしますのでという話をして、それを地元の方には了承をいただいたという経緯があります。

その問題が解決したなあと思ったときには、今度は、条例でこういった問題を挙げられてこられたので、私どももほとんど困っています。

あと、これはあまり関係ないかもしれませんが、森林公園の管理に関しまして、今、NPO法人の団体が、何か、どこも委託をされてないのに、早く言えば、ボランティアみたいにして管理をされている状況なんです、そのNPO法人の代表の方が、防風林の伐採ですね。支障木とかそういう伐採は一切許さないという、強い口調で言われていますが、これ、何の権利があつてそんなことを言われるのかが、私も不思議でなりません。

あと一つ。問題なのは、防風林を切るな、守れといろんなところで言いながら、一切切らせないということを訴えていらっしゃいますが、本人のNPO法人の事務所前を見てもらえればよく分かると思うんですが、あそこだけは住宅に木が覆いかぶさってきていない状況です。ですが、その隣の隣の2軒を見ていただくと、防風林が押し寄せて、もう家も傷めてしまっている状態があります。これはどういうことかなということで、私も不思議でなりません。地元の方に話を聞いたときに、このNPOの代表の方が区長をされているときに、木が生い茂ってきているからどうにかしてくれというお願いをされたそうですが、それを一切無視して、何の手だてもされずに今の現状のままということで、見ていただければ分かると思うんですが、この間農政課にも調査に行ってもらって、どうにかしてくれというお願いもしてありますから、農政課が現状の写真も持っていると思いますので、また確認できたら確認をしていただきたいと思います。

あと、地籍を確認してみますと、その代表のいらっしゃるところの倉庫。あと菜園畑かみかん畑か分からないですけど、あるんですが、そこは保安林になってるんですよ、地籍は。そこに倉庫が建っている状況という、非常に面白いことをされているという状況がありますから、そういったところですね、我々も前々から把握はしてたんですが、もうお互いということで、何も話はしていないんですけど。

我々も今までは、いろんなところで譲歩して、譲ってきたんですが、もう何も、今から譲ることもなく、譲歩すればするだけ我々にいろんなことを課せられてきますから、もう黙ってられないということで、今日はこういうことを言います。

あと、海岸線を行ってもらえば若宮神社というところがあるんですが、その入り口もパイロンで封鎖して一般の方が入れないようにされています。何でこういうことをされているかという理由は、不確かなところがありますので私もあえてここでは言いません、また休憩のときに話をさせていただきます。

あとですね、我々の方としては、ウミガメ保護に関しましては、ウミガメについては私達も反対ではなく、むしろ大切にしたいと思っています。ただし、これは共存共栄ということも大切なことです。

この、海水浴場は、全国でもまれにみるところで、理由は数十年以上前からの海の家があり、夜のキャンプファイヤーや様々なイベントもなされてきました。時には砂浜を車が乗り入れ、走り回ったこともあります。この歴史の中で、ウミガメが上陸し、産卵し、ふ化して、子ガメが海に帰っていくという環境が整っていることは、歴史が証明しています。

自然を大切にと言われる方々にも聞きたいのですが、ウミガメの産卵を、卵を移設したり、保護するということが自体が自然界のルールに反しているのではないかなと私は思っています。ウミガメ放流に関しても、人の手に触らせて、その行為はいかがなものかと考えています。自然の保護なのか崩壊なのかよく分からない行為が見受けられます。

海の家営業、観光産業の一つとして、阿久根の海は日本の中でも有数の砂浜を持ち、ウミガメとともに共存共栄という立場から、数十年続いています。ウミガメの産卵状況を見ても、統計調査を見ても、状況は変わることなく推移しています。海の家があるからウミガメが産卵しないという言いがかりはやめてほしいと思います。

ウミガメの産卵は、周期が変わると、見方もあるように、年度によって産卵状況は変わると言われています。

また、地球環境問題で、海水温度の変化や潮流などの変化により、ウミガメはもとより、海洋生物の影響をかなり受けている昨今、今までと変わらないウミガメの産卵が、産卵しに来る状況は、すばらしい環境が整っているのも事実です。

海の家としては、この環境を守りつつ、共存共栄を目指していきたいと思っています。

しかしながら、地元の声と題して、私たちの海の家を標的にし、とどまることなく攻撃というかいやがらせと言っているのか分からない行動が多くなり、海の家の事業者としても困り果てています。

県への陳情活動や市議会への陳情、ましては、行政を月に1度呼び出し、行政に仕事を押しつけ責め立てる行為が多く見られる気がします。中には、担当職員が体調不良になったケースもあると聞いています。このような状態で、阿久根の観光の発展、脇本地区の発展に大きな影響をしていると思っています。

現に、下村地区には、区民がまとまらなく、いろんな行事の協力がなくなったり、集落脱退を考えている方々もいらっしゃいます。

表現の在り方が余りにも違い過ぎて、事実と異なったことがある、過去に起きた事柄も、改善されているにもかかわらず、いまだ現状のような表現では困ります。海の家周辺で起きた悪いことも出来事を全て海の家の責任にされます。

また、一部では、海に来られたお客さんを、時間外に入られたお客さん、何も知らないお客さんを恐喝まがいな言い方で追い出す例もあったと聞いております。

住民の声とあるが、どこからどこまでが住民の声か定義が分かりません。逆に、地元住民の方がおびえているケースもあります。

過去に営業時間についても、地元住民の方々と話し合っただけで午後8時までお客さんを帰すという、片づけ時間を考慮した午後9時までという、店を出るよう努力するという事で取決めをした経緯があります。

それ以来、その地元住民と話し合いをした後に、また今回のような経緯がありましたので、今回も地元住民の方と話し合いをさせてくれということで、区長さんをお願いしました。ところが、区長さんの回答は、地元住民を集めることはできないということでした。その中にはNPO法人の代表の方の一言で却下されたという経緯があります。

このような状態で、私たちはこの団体と覚書を交わすということを言われていますが、全く交わすことはできない、このNPO法人と下村地区の区長さんを信用するに値しないと考えた上で、この方々を覚書の中に入れ込んで、覚書をすることは難しいのかなと考えております。ただし、行政と我々が交わす覚書に関しましては、この限りではないと思っています。

本当に私たちはですね、私も15年近くこの海の家をやっていますが、毎年毎年、この時期になるとこういった話で、我々も本当に頭が痛いです。

また、この阿久根の観光行政の中で、今回、ナプーカラさん、はしコーポレーションさ

んがグランピング場を作られて、テレビでも大きく話題になっています。

こういったところで、ネットの中でも大きな話題で盛り上がっている中で、脇本海水浴場というの、そう聞こえて、全国から注目をされていると私は認識をされています。

ここで、この海の家が、例えば撤退とか、なくなるとか、そういった状況になるならば、これは阿久根の恥になるのではないかなと思います。逆に、海の家とか、そういった海のイベント、そういったところとウミガメ・自然を守る会と共存共栄ができて、お互いに発展していけたら、これはものすごく全国にいいPRになるんじゃないかなと私は思っています。

そこで、お互いうまくやっていたらなという気持ちを私は思っています。

竹之内和満委員長

守屋参考人いかがですか。ございますか。

守屋知弘参考人

改めまして、はしコーポレーションの守屋と申します。

我々の思いは、特に、駐車場と場所が隣接する高崎さんとほぼ一緒でございます。

我々は、実は2021年7月に住民説明会を実施しています。こういった施設ができるということで、いろいろ不安なことであるとか、そういったことを全部お聞きして、その場でも住民説明会のときに、反対の意見が多ければ、これは、事業はちょっと難しいかなと思っていたわけですが、実際、説明会をしたときに、区長さんが先導してされたんですが、質疑応答ございまして、その回答に対して皆さん大変御理解いただいて、実施してもいいんだらうと踏み切りました。

それに、これちょっと私、資料を今日は出してないので、もう必要であればいいんですが、過去の履歴を全部取ってます。

最終的にいろんな住民からの、説明終わったというふうに確認していたわけですが、自治会の中における委員というのが、このNPOの代表の大川内さんなんですね。

今の区長さんは、全て、委員だから委員だからということで、大川内さんの文書がうちに来ると。住民説明会の折に、第2回の住民説明会をしましょうと。これ、区長さんと話したんですね。いきさつ長くなります。いろんな諸問題があります。じゃあもう1回またやりましょう。うちはいつでもやりますよと言ったときにですね、前回、区長さんとNPOさん名義で来た質問に関して回答を出しました。これに対して、また皆さん集まりましょうとしたところ、地区の方はもういいと。分かりましたと。参加者がなかったんですね。

これで私、個人的にあそこの運営の責任をしている関係上、これはやっぱりその地区の声と、極端に言って、申し上げた大川内さんの二極じゃないかと判断したわけですね。しかも、今、オープンさせていただいて、昼間はカフェの営業をしているんですが、もう平日はほとんど地元の方です。来られているいろんな会議をされたりとか、非常にそういった面では地域の方にもちょっと貢献できたかなと。なかなか近くになかったので、できてありがたうと、涼しくていいねとかそういったことも地域の方に言われています。

これが、同じこの地区の方ですね、その方、平日はほとんどもう、日替わりのランチをしょっちゅう変えなきゃいけないぐらいの常連さんで非常によくいただいております。

ですから、地域の声と、極端にNPO法人に置き換えましょう、NPO法人さんの考えが非常にずれてるわけですね。

我々の施設でやはり騒音問題があるので、近隣の家には全部御挨拶をしています。これ

も住民の回答に来てるんですけども、例えば今、我々のお隣、隣接する家があるんですが、こちらの方については、この前もお話したんですけどもともと防音壁を建てるというふうにしてたんですが、高さが高くなると、せっかく日照権、日が当たるようになったので、いやそれはこのままでいいと。どうしても音がうるさかったら、我々もう二重サッシをつける準備をしております。音対策というわけですね。これは、対象件数は4軒に限られております。大川内さんの家も近くにあるんですけども、個人的にはもうしたくないというところがあるので。大変申し訳ない。ストレートな意見ですけど。

やはりですね、高崎さんも言われてましたけれども、一つ、この入口の住民の方に関して、我々はそういうふうに理解をしております。

このセンターポールなんですけど、これ、私もちょっと話がおかしいなと思ひまして、私独自で一応、市にも全部確認しました。あそこの駐車場横に里道という赤線のエリアがあるんですが、ここはどなたが通ってもいいエリアであって、市の建設課の方にちゃんと、ちょっと名前忘れましたが確認を今回させていただきます。

市が地区に管理をお願いしてるのは、掃除、清掃、このことの管理であって、そこを通るとか通らないというのは、市は委託してないということなんですね。これ、私、区長さんに言ったんですけど、そうじゃないらしいですよ。なおかつ、住民ではない、区民ではない、はしさんがそこを言われることはないと言われたので、私は、いや区長さん、住民、区民じゃなくて企業ですよ。まして、この道路に関しては、隣接、要は里道に隣接した土地の人がやっぱり中心になり、その人たちが個人の分で閉鎖をすることは駄目ですよというのが定義らしいんですね。ただ、それを区長さんも理解されてないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、この鍵に関しては、我々もやっぱり緊急のときに、ここのものは、実際、あそこにセンターポールというのが必要なのかわかりませんが、実際にですね、我々、お客さんが来られて、サーフィンをされる方が来られて、サーフィンの持つと、こうフィンが出るんですね。あそこを通るときに子供の肩に当たって子供がけがしたとかって実際にあります。

消防の検査のときに消防の方も言われたんですけど、ここの海は車両が入りにくいので、何かあったときは運ばなきゃいけない。そのときにこの棒ありますね。これ非常に通りにくいとも、なければいいよねというのは、これちょっと御意見で聞かしていただいたこともあります。

また、緊急時のときに、大川内さん一人が鍵を持つというときに、大川内さんいなかったらどうするんですかという話なんですね。

これに関しては、こういうことになると、我々としては回答はないわけですね。

挙句の果ては、今、私ともお話ができないということで、弊社の栢専務じゃないと話をしない。要は反対意見を言って、どうにもならなかったら帰られるわけですね。だから私は一応、回答書にも書いてるんですけど、これですね、例えばその、駐車場のドアの開け閉めの音はどうするんだとかですね。駐車場ってどっちの駐車場ですかと。我々が市に貸してる駐車場のドアの開け閉めがうるさいから、困るんじゃないかと話きたんですけど、それはうちの施設を利用したんじゃないで、海に来られた方の駐車場なので、その辺は問題ないんじゃないでしょうか。我々どうすればいいんでしょうか。

あと、我々の敷地の、防風林じゃないほうですね。駐車場側に出た木を本当は残す予定

だったんですが、これは音と光の対策によって残す予定だったんですけど、実際は虫がもの凄く湧いて、のけました。その代わりに、昨日見に行ったと思われるんですけど、必要最低限の高さの防壁を作っているんですね、これで光は漏れないようになっているんですけど、それに対して、なぜその木を切ったのか。我々の回答としては、自分の土地の木を切ったらいけないんですかと。ここの地区は、自分ちの庭を切るのに、全部自治会に許可が要るんですかと。そうすると、回答は全くないわけですね。

そういうことを足して、もう一回その説明会をしましょうというときに、もう地域の方は、もういいですと。結局、地域のそれぞれの意見がなかったということなんですね。いろんなものを、恐らくこのNPOのこの方々がまとめてどんと出したということはもう証明されたので、そこにはっきり書いてますけど、地区とNPOに関しては、回答を分けまますというの全部出しております。

で、第2回の説明のときは、これは市のですね、我々の問題とするのはこの問題じゃなくて、シロチドリの、今ちょっと困ってる問題なんですね。これ非常に美観が損なわれているということなので、そこに対しては、また新たに、陳情というか、それも考えてるんですが、そのことに関しての話を、特にNPOさんとは、この件とは違ってやっているということです。

我々も、一番NPOさんに対しては、うちのグランピングの後ろに裏口に抜ける扉をつくっています。これは、海に行くのに近いためにつくったわけですけど、そうではなくて、これは緊急時の脱出口なんですね。これは条例にはないんですけど、消防の人たち、こういうのつくってもらったら三方に逃げ場があるのでいいと。

ただそこに、これ恐らくですけど、写真撮ってないですけど、大川内さんが1本木を立てたんですね。立てる権利もないのに立てたんだろうと。

我々としては、そこの扉、自分ちの入口の前に木があったんで、私、抜いちゃったんですよ。これもし責任追及するなら言ってもらってもいいんですけど、人の家の前にどんと荷物を置いたらどけますよねという話で、本人さんはまだ気づかれてないかも分からないんですけど、証拠も取ってないので何とも言えないんですが、恐らくあそこに立てるのは、市にも確認したら市は立ててないということなので、今の状況でいくと、そうだろうという。こういうささいなこともあるんですが、とにかく、高崎さんの言われたとおり我々1~2年ぐらいの間なんんですけど、とにかく不条理なことがひどく多くて、もう本当に、非常に何かいつまでたっても変わらないのじゃないかということも実際今、考えています。

それで、これはまた改めて、私からも提案をさせていただこうと思いますが、この3キロの砂浜、非常に広いんですね。日本全国見てもないんですけど、ここにいわゆる観光事業と生物、希少生物の保護を目的する団体があると。これ、共存共栄というのは確かに必要なんですけど、基本的にどこの自治体を見てもまとまらないんですね。一番いいのは、観光で入ってくる場所というのが今の駐車場近辺なわけです。一般の観光の方。ここここは観光エリアですよ。端っこの人がいないところに保護エリアをつくれればいいんじゃないかというふうに思ってるんですね。

そうすると、お互いの利害も関係なく、市の行政としての考えもうまくいく。これは、ちょっと話長くなりますけど、私も海のサーフィンとかをやってます関係上、日置市に江口浜ってあるんですね、鹿児島で一番有名な、サーフィンなんんですけど、ここでも同じような問題があって、花火の問題。いろいろ騒音の問題があったんですけど、実際そこにお

店が数件しかないんですけど、お店の人のせいにされてると。いや、うちは関係ないですよという話になったわけですね。国道沿いにあるところで花火をする。近隣の人はいらさないと市に言う。市もいろんな対策をするんだけど何かできない。そこに来るのはサーファーの人だ。サーファーの人だからサーフショップの人がここにお客さん連れて来る。こういう話になるわけですよ。これ、結局たちごっこでずっと変わってきちゃったので、解決策としては防犯カメラつけたんですね。防犯カメラをつけると一気にそれがなくなります。

これ、住民の方も言われてるんですけど、我々があそこにオープンすることによって、電気を、ついてる状態になっているんですが、これをするによってですね、我々も常駐で人が入っていますけど、変な車が入ってきたりすることも無いわけですね。

近所の方もやはり、逆にそうなったことで、不法な車とか変な人の出入りもないからよかったと。それから住民説明会でも言ったように、真っ暗なところよりも何かあった方がやっぱり防犯の役に立つということですね、これはどこでもそうなんですけど同じようになっただけというのがあります。ですので、今回の施錠の問題に関しては、うちは直接は関係ないんですが、まずこのセンターポール等も含めてですね、今後、恐らくそういう条例をつくっても、つくことは必要だと思うんですけど、やはりもう、あらかじめそういう衝突を避けるためにも、エリアをきちんと分けなければいいんじゃないかと。

これは一度NPOさんにも言ったんですが、シロチドリの保護に関して私も全部調べてるわけですね。実際その鳥が、踏んだりとか、タヌキとかそういう動物が卵を食べていく、シロチドリのヒナを食べていくということなので、なかなか保護は難しいらしいです。

このエリアにあるからということで、当初は、内側の、うちの駐車場、片方に何かロープを張っていたわけですね。これに対して、一度お話をしたときに、反対側にはシロチドリがいないという話だったんですね。

明らかに、うちのオープンに対して今までシロチドリのことはあんまり出なく、うちのオープンが決まった途端にシロチドリの枠ができて、お客さん入ると狭くなる、今、掃除していないのもものすごく汚くなってるんですね。草木が生えて、木はぼうぼうに集まる。そういう状態を言って、これはうちに対しての妨害ですかと言ったら、いや、ここにしかいない。今年はずいぶん、あと2か所増えてるんですね。

これ、このままいくと、その入り口側にシロチドリがヒナつくったら入り口も閉鎖するということになりかねないと思ってるわけですね。

多分これはたちごっこになっちゃうので、うちは今そこに対してあんまり言えないんですけど、これは環境課ともお話をして、環境課さんとも問題は共有して、今、話を進めています。

もともと裏を返せば、清掃を市が業者さんに委託して、今、日々、2人ぐらいですかね、ずっと手作業で仕事されています。これ、車両が入ったら、そこまで手間いらないと思うんですよ。夏、我々も掃除してやるんですけど、この夏の暑いときにですね、あの砂浜、自分の手で掃除したらどれだけしんどいか。

それはやっぱり国のほうが、美観とか環境を考慮してごみを取りなさいということで何か補助金をもらって清掃されてるといっても聞いて、事実はよく分からないんですけど、そういったその保護のためだけに、そういった人が人力でやるのは、これ、いかがなものかなというのがちょっとあるんですね。

そのためには、この棒は外して車両がちょっとでも入れば、重たい荷物の前で、私毎日見てますけど、2人で来て重たい荷物を抱えてですね、ごみを集めて、またそれを車のとこまで持って行って。それがずっと毎日見てると本当になんかつらくなって、ぜひ我々のところもシャワーとかありますので休憩してくださいと声をかけてますが、観光とか何とかよりも、何かちょっとおかしいなということは非常に多いわけですね。

ですから、今回こういう機会をいただいたので、我々も牟田さんと、高崎さんも含めてですね、我々の環境の協議会というのをつくっていきます。

窓口が、市の人に対しても、いろんなところと言わないといけないので、他にも仕事たくさんあると思うんですね、必要な、重要なことは。ですから、それを円滑に進めていく上で、こういう事業者が集まって、事業者側の考えと、その地域の方と、そのNPO法人のその部分をきちんと事前に話し合っ、お互いの納得する方向で、どこかで決をとらなきゃいけないと思うんですけど、これはやっぱり市だと思うんですね。最終的には市長さんの判断にはなると思うんですけど、ここの判断がどうもなんか。私も都市ガス事業やってまして、いろんなところで協議などしてるんですけど、何か、ちょっと残念ながら、ここはその辺がどうも、ぱしっといってないなと、ちょっとこれは私の感想なんですけれどももっと早くに改善できる内容じゃないかなと思ってるんですね。

ですから、今回、このお話に追従してお話しさせてもらいましたけれども、考え方は、海の家の方と同じであると。

先ほど言いましたその200万円というものに対しても、我々は、住民の説明会のときに、鍵は、はしさんで管理させていただくのは当然だと。しかし、地域の安全等のために鍵は開け閉めてくださいということで、今、時間は7時から6時にしてます。今後は8時まで延長しようと思います。これも一応、区長さんに届出をしてやるという約束なので、それは守ろうと思います。

我々も、休みに、今オープンしますけど休みの日、日曜日。これも、うちの社員は全部、朝と夕方閉めに行ってます。私も行ってます。これ全部、賃金払ってやっているんですね、事業なので。それを考えると、私も聞いたんで、この鍵の管理に200万円あったら、もっとほかのところに、使うべきところがあるんじゃないかというふうに思ったんですね。

これはちょっと、大々的に問題にしなきゃいけないと思うんですけど、我々も御案内のとおり、その費用はいただくずに、これは地域の方への最大の恩返しだと思ってやっ、こうとは思っています。

本当に、こういうことが非常に多くて。どうなんですかね。私は地域の方の声が全てではなくて、一部特定の人たちだけの声が地域としての話になって問題提起になってるのではないかなというふうに、私もここに来て1年なんですけど、その1年で周りの方からも聞いた話いろいろ含めて、そういうふうに感じています。

あと、最後ですけど、オープンをしまして、実際にあった話なんです。これ観光課の方にも話して、ちょっと問題だねという話になったんですけど、テレビで、夕陽がきれいということで宣伝してもらってまして。今、うちのお客さんは95%鹿児島市内の方です。鹿児島市内であって、そのうちの何割か分からないですけど、ほとんどは阿久根の方なんです。地元が阿久根で、今、鹿児島に住んでます。里帰りするときに、帰ってきます。これが、ゴールデンウィークと夏のお盆は全部埋まっています。土日は、ほぼそんな形なんです。その中で、鹿児島市内から来た方で宿泊の方じゃないですけど、観光で夕方こら

れるわけですね。で、来たところ駐車場が閉まっています。海水浴場はどうやって入ったらいんですかと。すいません。これは条例とか地域の方とかがあって、この時間は施錠されてるんですよ。この人からしたら、夕陽見に来たのに見に来れないじゃないですか。その方の質問があったわけですね。それはそれで我々も回答したんですが、そのあとに、ここはこのグランピング施設を使わないと夕焼けが見れないんですかと言われて、いや、そうじゃないですと。そうすると、我々は地元へ協力しているのと全く反対のことになりまして、我々の事業もイメージが悪くなるんで、そういった方には、うちの方から入ってもらって見てもらってるんですけど、そういったことに関して、ここ、鍵を閉める必要はあるのかなど。企業としてですね、個人として、企業として、これ閉める必要があるのかなということですね。実際にあそこを閉めて、どれだけの騒音があるかというのはちょっと分からないですけど、今の鎖の鍵を閉めたところで、車を近くに停めて、花火する人は入っていくわけですよ。花火とか騒音とかというのは、そことまた違うんじゃないかと思ってるんですが、取りあえず今は、地域の方との約束で鍵はずっと閉めていきますけど、そういったこともあるので、鍵の開け閉めの問題も、時間的な問題も含めてもう一度考えたほうがいいんじゃないかというふうには思っています。

竹之内和満委員長

ここで暫時、休憩します。

(休憩 午前11時13分～午前11時22分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

言い残したことはないですか。

栢庄太郎補助者

弊社のほうでは、グランピングをつくるに当たって、先ほどもありましたけれども、住民説明会等をしてしまして、中には、あその本当に近隣の方は心配してる方もおられました。しかし、それ以外に多かったのは、この脇本、脇本海岸がどんどん寂れていってるよねと。どんどん人がいなくなっているんだけど、栢さんもうちょっと盛り上げてくれよとか、そういう声も実は上がっておりまして、阿久根市、そこだけに限らず、古民家もどんどん増えていって、リノベーションをしてくださいよとか、いろんな、盛り上げたいという方々も多くて、これは、我々としても阿久根を何とか盛り上げたいなという思いで、グランピングをやろうと決意したんですけれども、そんな中、NPOさんとかも、以前はなかったかもしれないけれども、立ち上げていろいろとやっていらっしゃるということで、いろんな話を聞いております。その中で、ウミガメとシロチドリを、環境を保護していこうというような強い意思がある団体さんなんですけれども、私この間、大川内さんのところに行きまして話をしてきたんですけれども、大川内さんは、よく聞いていると、なんかこう、夜中に花火をしたりとか、若者が来て騒音だったりとか、昔こういうことがあったんだよとか、そういう、なんていうか、治安というか、あと騒音、夜中うるさいんだよねとかそういうことも結構言ってきておりました。こちらの要望は、あまり私は言わなかったんですけれども、向こうの要望等いろいろ話を聞きたいなと思って行ったので、行ったんですけれども、まあ後はウミガメのことも話したりとかされておりました。そのとき向こうは、

大川内さんと本脇さんが来られてまして、私と弊社のまた別のスタッフと行きまして、いろいろ話をしたんですけれども、最後に大川内さんの口から出た言葉というのが、別に反対してるわけじゃないんだよと。ありがとうございますということで。でも、どんどん盛り上げたいとか、にぎやかにしたいんだったら大島でやってくれよとか。私、その言葉を聞いた瞬間、あれ、この人は本当にウミガメが好きなのかなと。もしかしたら大島にもウミガメが行ってる可能性もありますよね。それを、向こうではどんどんしてくれよということは、私の推測ですけれども、もしかしたら、大川内さんは、やはり騒音とかそういうことに対してこぎつけて、環境保護とかをやって、人を余り寄せ付けないようにしているのかなというところを、ちょっとよぎってしまって。そういうのがもしあるのであれば、我々もですけれども、市のほうも、彼の、近隣の方々に対しての防音の設備とか、そういう何か配慮というか、先ほども、砂浜に監視カメラをつけたら寄らなくなったとか、そういうところに、そっち方面も協力していただけないかなというところで、お互いに、もちろん、ウミガメも今後来てくれればいいですし、それに対してお互い協力していければなと思っております。

あと一つ、最後に、グランピングを立ち上げるときにいろんな業者さんが来られまして、もちろん県外の方が多かったんですけれども、県内の方も来られまして、そのとき、砂浜へ行くと皆さんびっくりされて、鹿児島にこんな砂浜があったのと、何ですかこれはという方が、初めて来られて、皆さんそう言われていきまして。あれなんでこんな、私の中では、脇本海岸って皆さん知っているものだと思ってたものですから、全然その辺が知れ渡ってないということは、今後、阿久根市というのは、ここが観光の武器になっていくんじゃないかなと、そう思ったもんですから、ぜひ、両者がうまく共存していけるような施策等を考えてほしいなと思います。

ありがとうございました。

高崎良二参考人

もう一つあったのは、今年、昨年から一昨年、ずっと今までの懸案事項であった、ひとやすみさんの海の家に関する件に関しまして、NPO法人と地元の方々から、撤去をしてくれというお願いがずっとされてました。行政のほうに。で、なかなかそれに区切りがつかずにいましたので、そこで、ここにいらっしゃる渡辺さんの仲立ちで、渡辺さんの思いは、我々とNPO法人が歩み寄れるようにという思いで、その中に入って、ひとやすみさんの解体撤去する運びを、ずっと段取りをして、それだったら私たちも協力しますよということで、私と牟田君と2人、無償で解体はやりますということで、事を進めてまいりました。

その中で、いざ話が進んでいって、撤去という時期に入りまして、どうしても中の小さい物、小物なんか店の中にありましたから、そこをNPOさんに協力依頼をして、その撤去を手伝ってほしいという依頼をしたところ、NPOさんの回答は、その撤去解体に至るまでの話を全く聞かされていなかったもので、私は気分が悪いので、今回は協力できませんという回答をいただいております。

何でそんな回答が出てくるのか、私は不思議でなりませんでした。

いざ、私と牟田さんで撤去作業、重機等を入れて、無償で協力をしたんですが、それに対してのお礼の言葉も何もありません。非常に私は残念でなりません。

こういったのが、本当にそういったNPO法人であっていいのかどうか。まずそこを私は疑うところでもあります。

こういった経緯も今までの中にはありますので、皆さんもそこも踏まえて考えていただきたいと思います。

竹之内和満委員長

ありがとうございます。

委員の方は質疑ございますでしょうか。

ないようでしたら、参考人の方、補助者の方、言い忘れたことないですか。

守屋知弘参考人

今回のこの地域住民、地区とNPOに関しての話なんですけど、私もこれ、NPOというのは実際どういうものかって内閣府から全部話を聞いてます。

もともと、内閣府だったかな、そこがNPO法人というのを支えている窓口なんですけど、鹿児島県の場合は、鹿児島県の中にNPOをまとめる部門があって、どこの課とかは分からないんですけど、鹿児島県は鹿児島市内のNPOの法人を管轄しています。それ以外に関しては各市町村に任しています。ここに、資料はないんですけど、鹿児島県NPO事業協会定款というのがあるんですね。これは絶対守らなきゃいけないことだと思うんですけど、第2章の目的及び事業、第3条、この法人は、鹿児島県内、鹿児島県の法人のことです、NPO法人のネットワーク化を図るとともに事業サポートを行い、地域の担い手としてのNPO法人を育成し、また行政・企業及び地域住民と協働することにより地域住民が安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。で、これに似たものは、ウミガメシロチドリ会も書いてるんですけど、私がこのNPOさんと話したときに、あなたたちこれを守ってないじゃないかというんですね。このことに対して非常に不愉快だということで、私には今、話をしてもらえないんですけど。今日、議会があるので、このことは非常に重要なことになります。ここにNPOを許可したものが、阿久根市の、恐らく、企画調整課。ここが窓口になると思いますので、このNPOに関しての話は、ぜひ企画調整課も入ってもらわないと話ができないんですね。我々これに対して、こういう問題があって陳情すると、やっぱり、企画調整課は動かなきゃいけないわけですね。これも去年、私、言いました。それ、そのままになっています。回答は全くないわけですね。当時の、今の副市長さん、副市長さんでよかったですかね、あの方にも言ったんですけど、全くそれは回答もなく、また、もう1回話をしようと思いますが、また担当が変わられたということで、もう一度、本当に、こういう今の、海の家を閉めるとか何とか条例をつくる前に、こういうこともちゃんとあるんですよというのを、今回、ぜひ、議会の方にも理解していただいて、そのNPOをなくすということではないんですけど、そういうことも実際平気でやっているというのは、最後、御理解いただけたらなと思っております。

竹之内和満委員長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で参考人の質疑を終了いたします。

それでは、私からお礼を申し上げます。

参考人及び補助者におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきましたことを心から御礼申し上げます。

本日お伺いしたことを今後の審査に活かしてまいりたいと思っておりますので、誠にあ

りがとうございました。
どうぞ、退室をお願いします。

〔参考人及び補助者退室〕

竹之内和満委員長

次に、所管課の商工観光課に出席を求め、審査を行います。
所管課は入室してください。

〔商工観光課入室〕

竹之内和満委員長

それでは質疑に入ります。
質疑ありませんか。

大田基次委員

現状この問題になっているところの駐車場、去年からもう借りていないんですよね。その前までは借りてたということで、入り口にある駐車場に入っていくポールは、あれはどこが立てたんでしょうか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

今、お尋ねのあった駐車場というのは、グランピング施設の隣の駐車場のことと存じます。そこについては、令和4年度から市では借り上げていないというところがございます。道路のところのポールにつきましては、過去に商工観光課で設置したというふうに聞いています。

大田基次委員

そのポールが立ってる敷地は、柵さんの敷地内に建ってるんですね。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

立っている敷地としてはそのようになると思います。

大田基次委員

借りなくなったときに一旦撤去しなきゃいけないんじゃないですか、そういうものは。人の敷地内に、借りたから立てれた。立てれたけど、今度は、土地を返したら、撤去して返すもんじゃないんですか。その辺はどうですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

借り上げをしなくなる際に、所有者の方と協議をさせていただいたところでした。もちろん、原形復旧が基本だと思いますので、借り上げしないときに、撤去したほうがよいかどうかというお話もさせていただいたところで、ポールとチェーンについては、一旦、今後の開閉とかもあるというところで残すという話と、これまで駐車場の解錠時間を示す看板が幾つかあったんですけども、グランピング施設に必要ないものについては、これとこれとこれは撤去してくださいという話があったので、その分については撤去したところです。

大田基次委員

柵さんのほうでも、これは残していいよという話があったということですね。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

現状のところはそういうふうに理解しています。

竹原信一委員

駐車場の出入りのための鍵の管理をする相手に年間200万円出していたという話があったんですけど、そういった事実はありますか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

駐車場の解錠だけというわけではなくてですね、脇本海岸の解錠等業務委託という形で、解錠の部分、それから海岸の巡回の部分、お客様が、もし仮に、駐車場に施錠する時間に車が残っている場合、車を出してくださいねと、呼びかけをしたりとか、あとは、なお車が残った場合、駐車場は閉めないといけないんですけども、その後の対応、そういったものを仕様を定めて委託をしています。

金額にして、その程度の金額には、年間なっております。

竹原信一委員

相手は。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

相手方は、NPO法人脇本海岸ウミガメシロドリ会になります。

竹原信一委員

大川内さん。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

そうですね。

竹原信一委員

随分多額だという気はするんですけども、積算根拠は出せますか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

こういった業務をできるかというところで相談をして、こちらの仕様を定めて、それに基づく金額を見積りという形で出してはいただいています。

竹原信一委員

それは、大川内さんのほうから200万円という提示が、見積りというふうに出されて、それを受け入れたという形なんですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

丸々提示された金額を受け入れたというところではございません。こちらの仕様以外の部分も、例えば、こういうのも必要じゃないか、みたいな形で提示をされたものがありましたけれども、それは精査の中で除外をして、本当にこちらが求める仕様に対して、必要な金額というところの部分で見積りを精査しているところです。

竹原信一委員

今は、その支払いはしてないということなんですかね。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

令和4年度からこの業務委託をしまして、令和5年度の業務委託をしております。

濱田洋一委員

ただいまの竹原委員の質問に関連してなんですが、その施錠管理、おおむね200万円ということで、NPOに委託しているということですけども、そもそも、市がそういう委託のお願いをされたという理解でよろしいですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

市のほうでお願いをしたところがあります。過去には、もともとその委託業務を結んでいなかった、令和3年度以前の話ですけれども、それまでは、鍵の解錠については地区の方にボランティアとしてお願いをしていた経緯がございます。ただ、地区のほうからも、もうこれ以上はそういった無償でできないという話もあったところでした。そこで、我々としてはなかなか直営で鍵の解錠等することも難しいですので、委託業務というところで探ったところでした。

濱田洋一委員

私も大川ですので、脇本地区のことをよく理解できてないところもあるんですが、大きな駐車場、グランピングの栞さんの土地である北側の駐車場ではなくて、南側の駐車場の施錠、開閉管理と、何かほかにもあった中での見積り金額ということによろしいんですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

業務委託で駐車場の解錠を委託している部分は、南側のほうの駐車場のみになります。令和4年度からは北側の栞さんの駐車場を借り上げていませんので、そこはあくまで栞さんが直接管理をする部分というところでした。

大田基次委員

入口の鍵を一人しか持っていないと。大川内さんですかね。栞さんは持っていないというふうにおっしゃったと思うんですけど、その辺はどうですか、理解されていますか。

白石純一委員

今、大田委員がおっしゃったのは、はしコーポレーションの駐車場から海に行く小さな通路、左手に墓地があって、その前にコンクリートのポール、杭がありますね。そのことだと思います。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

北側の駐車場奥に、墓地の前ですかね、車止めがございます。そこには、確かに鍵があるというふうに聞いておまして、今は大川内さん1人というよりかは、区の方のみで管理しているという話を聞いてます。

白石純一委員

その委託契約書の資料の提供はできますでしょうか。

濱田洋一委員

委員会で諮るか。諮ってもらった中で行政側に。

竹之内和満委員長

委員会でしますか。

委員会で請求した場合、できますかねという話です。

宮下商工観光課長

はい、大丈夫です。

白石純一委員

では委員長、お願いできますか。

竹之内和満委員長

それでは、お願いしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

白石純一委員

別件なんですけれども、令和元年6月に条例を定めました。

その条例制定の際の審査においては、議会で、営業時間は午後8時までとするということが出ました。昨日の委員会では、課長が、そういう案として申し上げたという趣旨だったかと思うんですけれども、私、改めて会議録を見直してみますと断定されてるんですよね。案というようなニュアンスではなくてですね。したがって、議会では、はっきり午後8時までだということを所管課がおっしゃった。その後、昨日の委員会では、社内の検討で午後5時までにしたということなんですけれども、それは、所管課としては当然午後8時までと本会議で幾度もおっしゃってたので、その認識だったと思うんですけれども、それが午後5時になった経緯。これまでの説明では、大川島海水浴場、大島と同じにしなきゃいけないんだということでしたけれども、それは市長の御判断ということになったんでしょうか。つまり、所管課では午後8時までと何回もおっしゃってたので、午後5時になった経緯をもう少しお話しいただけませんでしょうか。

宮下商工観光課長

当時令和元年の委員会等におきましては、午後8時までということで御説明させていただいたところだったんですけれども、昨日、申し上げたとおり、この規則の制定に関しまして、議会以降、関係課との協議、市の中で法制審議会というのがあるんですけれども、その協議の中で、具体的には、市の海水浴場の終了時間については3会場同じにしたほうがいいんじゃないかというような意見がありまして、それでもって修正をして決裁したというような形になってます。

白石純一委員

そこで施行条例では、ちょっと文言はあれですけど、市長が認める場合は変更できるということで、開場を午後8時までに認めたと、実質的に認めたのが令和元年から昨年まで続いていたわけです。もちろん今年はどうなるか、続いてたわけなんですけれども、その別途市長が認める場合というのは、これまでも確認したんですけど、文書では残されていないと。それは、市長がどのようにして認めていたということになっているんでしょうかね。黙認というか、暗黙の中で認めていたということになっているのでしょうか。

宮下商工観光課長

条例制定前も午後8時までの営業という形にはなっていましたので、もうおっしゃるとおりで、特に文章とかも残さずで、暗黙というか、事前に、協議会とか海開きの前の、明日もするんですけれども、毎年その中で確認したというような形にはなります。

白石純一委員

それをもって市長が認めたということにされたということですよ。

宮下商工観光課長

実質上そうでございます。もう、毎年度市長に諮ってということにはなかったです。

白石純一委員

別件ですけど。

昨日、実は現地調査をしまして、北側駐車場、南側駐車場、両方のところに、阿久根市商工観光課さんの看板で、駐車場の開場時間は19時半までですというのがあったと思うんですけれども、これは、海水浴場の開場時間は午後5時であるけれども、市長が認めて午後8時までになったとしても、駐車場は、それとは直接、もちろん関連性はありますけれども同一のものではないので、そこは午後5時まで、もしくは、例外的に午後8時までと

いうことには当たらないかもしれないんですけども、そこで、駐車場に関しては午後7時半までというのは、現実的にそごがあるというか、午後7時半の看板が立てられた経緯は何なのでしょう。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

駐車場の開錠時間につきましては、基本的には日の出、日の入りの時間みたいなところを基本にしているところですので、実は季節に応じて時間が変わったりするんですけども、5月から8月の間については午前6時から午後7時半という形で解錠を行っています。委員がおっしゃるとおり、海水浴場の開場時間とは異なってはくるわけなんですけれども、日の入り、夕陽を見に来るお客様もいらっしゃるというところで、そこは、開場時間を、例えば、現状、海水浴期間は、今のところ夕方5時となっていますけれども、午後7時半までは、駐車場を開けているという形になります。

白石純一委員

その辺りが非常に統一感がないというか、現実的に、開場は午後8時まで、営業も午後8時まで認めてるのに、駐車場は午後7時半に施錠しますよというのは、現実的には矛盾していますよね。その辺りの、市としての、多分市も、いろんなやりとりの中で混乱された部分があるのかもしれないですけども、むしろ、市も振り回されているのかなという感じはしますが、その辺り、管理をされる上での難しさというか、戸惑ってる部分があるようにも見受けられるんですが、その辺りは率直にどうでしょうか。苦労されてると思いますが。

宮下商工観光課長

今、白石委員おっしゃっているとおりで、本当に、脇本海岸は、ウミガメだったり、シロドリとか来るところで、非常に自然環境も大事なんですけども、もう、海水浴期間中はもう1万4000～1万5000人来るところで、本当に本市の大きな観光スポットでもあるので、そこの両立というのは一番重要ななと思っています。その中で、それぞれの立場で、いろんな意見を頂戴して、なかなか調整が難しい面もあるというのは事実でございます。

竹原信一委員

施行規則に関わる法制審議会は、会議録を作るんですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

施行規則で、決裁を受けるというものになるんですけども、書類を回送、回付する形になりますので、議事録とかはないです。

[発言する者あり]

竹之内和満委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時57分～正午)

竹之内和満委員長

休憩前に戻って、委員会を再開いたします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

竹原信一委員

先ほどの午後8時の時間の話。これは誰の判断、意見で施行規則のところを変えたのか。そこを明確に答えられないですか。誰が言い出したのか、そんなことを。

宮下商工観光課長

当時の起案を確認しないことには何とも言えないですね。もしかしたら意見がそのまま残っている可能性はありますので、そうであれば誰なのかというのは分かるかもしれません。

[発言する者あり]

竹之内和満委員長

午前中の審査を中止し、休憩に入ります。

(休憩 午後0時2分～午後1時26分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

その他質疑ございませんでしょうか。

濱田洋一委員

午前中に参考人の方々に来ていただいて、いろいろ質問をさせていただいたんですが、その中におきまして、阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例施行規則を令和元年6月に制定されているんですけども、このことについて、関係する、これまで10数年やられていた海の家事業者の方々に、この規則が制定されたということを当時、御存じでしたかという話をしましたところ、そのようなことは知らなかったと。ただ、昨年、令和4年の陳情書を出す中において、これはどうなのかなということ、そうだったという話をされたんですが、一般的に考えますと、利害関係というか、そこで10数年来運営をされている事業主の方であったり、地域の方であったりそういう方々には、やはり、こういう規則をつくりましたということで、話を文書なりで持っていきべきじゃないかな、それが優しい対応じゃないかなと思ったんですが、そのことについてどうでしょうか。

宮下商工観光課長

今、御指摘いただいた点につきまして、すいません、当時の調整が具体的にどういう形で行われたかというのは、今、お答えができないんですけども、おっしゃるとおりでございます。そこについては、条例策定時点で、関係者にこういう条例をつくるですとか、意見をお伺いしながらしていくべきだったのかなと、思っているところです。

濱田洋一委員

そもそも論で言いますと、そこら辺から行政側に対する事業者の方々のお気持ちですとか、また地域の方々のお気持ちですとか、うまくいくべきものがうまくいっていないような気がするんです。ですから、いろんな事業者の方、また、地域の方々と話をする中で、案といいますか叩きをつくった中で、行政としてはこういう方向でいきたいんだというようなことをそれぞれお示しをされた中で、自然環境保護と観光振興というのは、行政側としても一番やっていきたい、また、やっていかなければならないことですので、その辺をしっかりとやっていきいたしたいと思うんですが、どうですか。

宮下商工観光課長

まさに濱田委員おっしゃるとおりでございます。条例制定時のときもそうなんですけ

れども、もう少し丁寧に説明が必要だったのかなということで、今後につきましても、当然、先ほど申し上げたとおり、観光振興と環境保護がやはり重要でございますので、この両立が図れるようにしっかりと調整はしていきたいと思っております。

白石純一委員

条例施行規則の開場時間を、脇本海水浴場は、今、午後5時になっているのを午後8時と、施行規則自体を変更することは不可能なんでしょうか。

宮下商工観光課長

昨年含めて昨日来、いろいろと御指摘を受けているところでございます。開庁時間につきましては、海の家営業時間もこれまで午後8時としておりました。当然、陳情者とも話が必要なのかなと思っているんですけども、実情と合う形で、施行規則において、脇本海岸の開場時間は午後8時までとするといったような形で改正する方向で調整していきたいと思っております。

白石純一委員

それは、早速この夏の営業に間に合うように変更していただけるということでよろしいでしょうか。

宮下商工観光課長

時期につきましては、やはり陳情者とも一定の話が必要かなというところもございまして、すぐすぐにとというのが、もう7月1日が迫っているので、そこには正直なところ難しいんじゃないかなと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり改正する方向で調整は進めていきたいと思っております。時期については申し訳ございません。明確なことが、今言える状況にはございません。

濱田洋一委員

今の開場時間のことに関してですが、これまでは特例としていたのを、施行規則の中に午後8時までと明記したいということでよろしかったですか。

宮下商工観光課長

そのような形で改正する方向で調整は進めたいと思っております。今年度の7月1日まではなかなか時間的に難しいので、今年度、直近は、今の施行規則でいくという形になりますので、別途、昨日から申し上げております覚書の締結の調整も進めていく必要があると思っております。

濱田洋一委員

これは3海水浴場とも、全てということですか。

宮下商工観光課長

実情を含めてというところでございますので、一応、午後8時までというのは、今のところ脇本海水浴場のみと考えております。

濱田洋一委員

海水浴場の開場時間、脇本海水浴場においては、今後いろんな協議を重ねた中で、午後8時までとしたいということでありましたが、開場時間なんですけれども、具体的に何を示すのかというのをお尋ねしたいんです。例えば、開場時間が午後8時とした場合に、その時間までに海を家の事業者又は海水浴客の方々が退出する時間になるのか。またもう一方では、それまでに営業を終了して、それ以降に片づけを行って、事業者それから海水浴客の方々は、午後8時以降、午後9時になるのか午後10時になるのか分かりませんが

も、退出する、海岸を後にするということか、いずれかだと思うんですが、どのようにお考えですか。

宮下商工観光課長

これまでも午後8時までは営業時間という形で調整はさせていただいてるんですけども、その午後8時というのは、実際、お客様も退出していただいているのが午後8時までというような形にしておりますので、その方向で調整を進めたいなと思っております。細々と調整は出てくると思うんですけども。

白石純一委員

今年は、施行規則まで変えるのは時間的に難しい。覚書で何とか同意を得たいということだったんですけど、例えば、去年の覚書案を見ると、これはどうなんだろうと思うことが幾つかあって、例えば、第3条の1項、午後5時以降の事業活動についてはウミガメの産卵に配慮するため、海の家及びその利用客が発する光を海岸側に漏らさない対策を講じるとともにとありますが、午後5時以降といっても暗くなるのは、今でしたら午後7時半以降でしょうから、その日の入りとともに雨戸のようなもので、遮光カーテン、遮光ブラインドのようなもので光を漏らさないようにするという、より具体的なことがないと、これだと午後5時以降、光を漏らさないようにするというような、漠然としすぎてるような気がします。

そして、先ほど言われたように、午後8時まで営業はして、午後8時にお客様に退出いただく。そうすると、その後は片づけなり、多分最低30分ぐらいは必要でしょうから、その間は残ってもいいよと。スタッフについては午後8時半に退出するというような具体的な取決めがないと、その覚書に具体例がないと、なかなか署名しづらいのではないかなと思うんですね。

そうしたときに、去年、覚書を作ろうとして、できなかったわけですから、今年は去年と同じような形では進展がないと思いますので、明日、協議会があるのであれば、そこでより具体的にお互いの言い分も聞かれて、より具体的に一つ一つ細かく決めていく必要があると思うんです。

そういうときに、3者が、市と区の方と海の家事業者が一堂に会して、ただし、海の家事業と区の方、特にその区の中にNPOの方がいらっしゃると、感情的に今、不信感が募っているように見受けられましたので、その間に立つ市、私は、所管課の課長や係長、失礼ながら、今まで多分一生懸命やられてきていながらこれがまとまっていないということは、もう私は、市長が出てきて、市長がこういうふうにしませんかというぐらいのリーダーシップをとっていただくことで、いわゆる市長が目指す観光と環境の両立が図れる。そのためにも、市長が中に入ってリーダーシップをとっていただいて、この覚書をまとめるんだというぐらいでないとなかなかまとまらないと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

宮下商工観光課長

先ほど白石委員から、覚書の中身につきましても、もう少し具体的にという御指摘いただきました。

おっしゃるとおり、午後5時以降、もう明るいですよという話も当然あると思いますので、ここについては、やはり一つ一つ、おっしゃるとおりで、具体的に、午後8時までの営業時間というところも、具体的にどこまでやるのかとか、そこについても細かく調整

をしていきたいなと思っております。

結構長年の課題というか、環境保護、環境保全と観光振興の両立は長年の課題でありますので、所管課としても、そこはしっかりとひざを突き合わせて調整をしていきたいなと思っております。

竹原信一委員

200万円の件。これは、全く理解ができないし、市民の皆さんに、さっきの高崎さんから疑問が出ましたけれども、今の状態でまた続けて200万円ずつ出していくというのは、どうも合点がいかないし。

〔「資料をいただいてからでいいのでは」と呼ぶ者あり〕

竹之内和満委員長

資料をいただいてからでいいですかね。

ほかにありませんか。

濱田洋一委員

要望ですが、所管課としては大変、御苦勞されている部分があるかと思えます。ただ、宮下課長が県から来られて、やっぱりよかったねと言ってもらえるようにやっていただきたい。もうそれだけです。

だから、皆さん、市民は両方、両方というか事業者の方、地元地域の方、まあ事業者の方も地元地域の方なんですよね。ですから、自然環境保護、絶滅危惧種のウミガメ、シロチドリもいるといった中において、観光振興ということで、長いロングビーチ、長い長いビーチということになりますかね。そういう景観を楽しんでもらうということが必要であるし、また、自然の保護、環境保護も大事であるし、ぜひ力を発揮していただければ大変ありがたいと思えますので、要望で終わります。

竹之内和満委員長

ほかにございございませんでしょうか。

〔発言する者あり〕

資料がまだ来ておりませんので、暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時42分～午後1時58分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今、請求した資料、仕様書と契約書を配付しましたが、何か御質疑ございますでしょうか。

大田基次委員

令和4年の契約書と令和5年の契約書。金額に相当開きがあると思うんですが、これはなぜですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

令和4年度が200万円程度、令和5年度がそれから50万円くらい下がっているというところですけども、もともとこの委託を令和4年度から始めているというところもありまして、その準備にかかるお金等がもともとあったのかなというふうに認識しています。令和5年度についてはそういった経費がかからなくなった、必要なくなったというところで、

その分は事業者の見積りには入っていなかったというところでございます。

竹原信一委員

その準備とは何の話ですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

巡回とか、それから、例えば、駐車場の解錠の中で連絡を取る手段として、連絡ですね、携帯電話とか、そういったものをとる必要、持つ必要があるというところですけども、そういった言わば社用の携帯とか、そういったものの初期費用とかそういったものと認識しています。

竹原信一委員

何言ってるの。携帯は普通持っているもので、必要なものは通信料じゃん、あるとしてもね。初期費用は、関係ないんじゃないの。それ専用のスマホ、携帯を買う必要があるわけじゃないでしょう。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

個人の携帯ではなく、そういった業務に必要なものとして必要だったのではないかとこのように認識しています。

竹原信一委員

ではないかとして何。それ単なる想像ですよ。その想像は常識外れてない。しかもそれ、携帯手に入れるのに50万円とか40万円とかかかるわけじゃないじゃん。どうでしょう。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

すいません。今、確かに、携帯電話一つだけで50万円かかることはないと思います。一つの例としてお話をしたところでありますけれども、あとは、解錠するに当たっての人件費とかそういった部分に関して、あと巡回ですね、巡回の人件費とかそういう部分に関して金額を圧縮したという話は聞いています。

竹原信一委員

巡回って、初期費用というか、1番最初だけが巡回が高くかかる理由になっていないよね、今のは。巡回みたいな話は、必要であれば最初からその経費で入っているべきであって、初期だけたくさんかかるという話はおかしくないですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

すいません。説明が言葉足らずでした。確かに初期費用の部分がなくなっただということと、あと人件費の部分というところ。そこは、初期の部分という話ではないんですけども、この1年間、委託業務をしたことによって、そういうノウハウ蓄積とかそういったものがあつたというところで、効率的に行うようになったというふうに伺っております。

竹原信一委員

そのノウハウって何言ってるのかな。あんな程度のところでノウハウいらないでしょうが。そんな大層な。あの方は日頃そこら辺をうろうろしてる人ですよ。最初の年度だけがかかる理由は何ひとつないでしょ。そういったところを把握せずに、初期だからたくさんかかるでしょうって、そんないいかげんな予算の積み方を君たちはしてるわけ。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

必要なもの、必要でないものといえますか、こちらでも精査をしているところでした。

竹原信一委員

だから、精査している様子が全く見えないのよ。中身からいっても、今の説明から見て

も。今の差額を正当化できるような言葉は一切聞いてないんだけど、君の説明からは。

[発言する者あり]

竹之内和満委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後2時04分～午後2時05分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

宮下商工観光課長

竹原委員から先ほど御指摘いただいているんですけども、一応ですね、当然、予算を積算するに当たっては、先方に仕様書を示した形でどれぐらい経費がかかりますかというようなことと調整をしております。今、ごめんなさい、具体が申し上げられないんですけども、令和4年度と令和5年度の予算要求時においてその調整をさせていただいて、実際50万円ぐらい差額が出ております。そこについては、こういうことでというような話を伺っていますので、今お示しができはしないんですけど、具体的にこういった項目というのは、お示しは文章ではなかなかなんですけれどもできはします。ごめんなさい、今はまだ細かいお答えができる状況ではないです。

竹原信一委員

できないでしょうよ、だいたい。その差額だけの問題じゃないですよ、基本の問題からよ大体。200万円ならよなくて150万円ならいいという話じゃないの。もともとが高過ぎるだろうという話なの。

宮下商工観光課長

積算についても、予算要求の段階で当然調整をしておりますので、これ365日やる業務で、解錠、施錠、見回りがあるというところで、なかなか評価はできないんですけども、一応、予算を要求するに当たっては、ほかの事業者にも見積りを参考で取ったりとかそういうこともしておりますので、特段これが余りにも多額かどうかというのは、高額かどうかというのは何とも評価はしづらいんですけども、ほかのところも一応見積りを取ってここにお願いしてるという経緯でございます。

竹原信一委員

見積りをとるまでもなくだし、実際の話、自分で歩いてみて、見回りして、どれぐらい時間がかかるかなんていうのは、できることなんですよ、君たち自身が。何か靴の上から足かくような仕事するんじゃないで、やればすぐ分かるぐらいの話だよ。私を含めここにいる議員みんな、絶対おかしいだろうって、2時間もかからないよって。それに時給いくらなのこれ、5,000円と言ったっけ。そんだけ、とんでもない数字になるって。高過ぎるといのはもう実感として分かるんですよ。

手続を正当化すると言ったって、もう明らかにやってみれば分かる話なんです。自分でどのような作業が必要かと自分たちで想定する。やってみれば分かる話じゃん。そんなことを一切しないで、人の仕事みたいな、見積りどうか、ほかと比べてとやるから、実態とずれた金をはじき出すことになるんです。

宮下商工観光課長

この事業、手元の仕様書とかで解錠時刻午前6時とか施錠時刻午後7時、8時というところがございます。これを職員が直営でというのは、気持ちはあるとは思いますが、実際それをこなせるかどうかという、またそこは議論が必要かなと思っております。

〔竹原信一委員「もういいよ」と呼ぶ〕

大田基次委員

実績報告書というのは毎月出されているんですか。それは出てるわけですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

毎月出ています。

竹之内和満委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終結いたします。

所管課は退室してください。

この際、暫時休憩いたします。

〔商工観光課退室〕

(休憩 午後2時9分～午後2時11分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

皆さんにお諮りしたいんですが、この後、採決に移るのか、市長を呼ぶのは今日はできない形になっておりますので、改めて市長をどこかで呼ぶのかをお諮りしたいと思います。

白石純一委員

昨日、市長を呼びたいということでお願いしました。議会の委員会の日程では市長が呼ばれる可能性もあるわけですから、これは、市長は議会を優先して、特に外部の用を副市長等に変更して、行ってもらえるのであれば、やはりこちらを優先して委員会に出席してもらいたいと思います。

竹之内和満委員長

市長を別の日に呼ぶと。

白石純一委員

今日は絶対無理なの。

竹之内和満委員長

今日は無理だと思いますので。

竹之内和満委員長

今いませんので、阿久根市に。

白石純一委員

本人がおられないのであれば、それは、委員会として、議会として、委員会のある日は市長も呼ばれる可能性があるのですが、本来はいて欲しかったということを書いていただいて、今日できなければ、明日お願いできないかと思っております。

竹之内和満委員長

ほかの方はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

竹之内和満委員長

いいですかね。ということは、採決はしないということですね、市長を呼ばない限りは。どういう結果になるか、採決は後に回すということになりますけど。

〔発言する者あり〕

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時12分～午後 2 時18分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、会議に入ります。

大野雅子副委員長と牟田学委員の入室を求めます。

〔大野雅子委員及び牟田学委員入室〕

○ 所管事務調査について

竹之内和満委員長

この際、所管事務調査を議題とします。

地方自治法第109条第2項の規定により、常任委員会は、その部分に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うこととされています。

また、会議規則第105条第1項の規定により、常任委員会が所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならないとされています。

そこで、本委員会において調査する事項について協議いただきたいと思います。

調査を行う必要があると思われる事項がありましたら、御発言をお願いいたします。

それでは皆様の御意見を伺います。

御意見ございませんでしょうか。

白石純一委員

私は2件提案させてください。

1件目は、観光の振興。

2件目は、市街地活性化。

濱田洋一委員

1点だけ調査事項に加えていただきたいと思います。

今般、新たな道の駅整備推進議連も立ち上がる計画であります。そういった中におきまして、先進地といいますか、高規格道路及び高速道路等から主要幹線道路へのアクセス道路の取付けがある道に設置してある道の駅。阿久根市が、今後、高規格道路を整備するに当たっての新たな道の駅という構想があることは皆さん御存じかと思えます。これに類似する新たな道の駅もしくはその立地する行政の視察、一つ提案したいなと思えます。というのは、それこそ、今現在においては、将来できるであろう高規格道路の全線開通に向けて、我々議会としても新たな道の駅整備推進議員連盟を立ち上げる状況である中において

行政、議会が立ち上げから道の駅が完成するまでの経緯であるとか、こういった経過を経て、そういった整備ができたのか。できた後、こういった課題等が発生したのか。また、道の駅の運営状況についてはどうなのか、そこら辺を産業厚生委員会でも、現地、現場確認、そして立地している行政等から話をお聞きできたらなあというふうに思います。ですから、道の駅ができるまでの過程において、こういったことを行政として又は自治体として、議会を含めた中ですけれども、例えば、そういった設置から何年手前でといいますか、そういった協議会なるもの、例えば、地域住民、事業者を交えたそういったこともなされたのか、どうなのか。そこら辺も含めて、行けるところがあれば、ぜひ行ってみたいなあと思いますので、一つ加えていただけたらと思います。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後2時24分～午後2時27分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石純一委員

私が市街地の活性化について、漠然として大き過ぎるので、すいません、修正させてください。旧港及び青果市場跡地を中心とする市街地活性化についての調査とさせてください。

濱田洋一委員

私が言った新たな道の駅整備に関わるこれまでの立地自治体の経過等の調査ですけれども、それはもういいですかね。

竹之内和満委員長

いいですかねというと。

濱田洋一委員

要望調査項目に入ると。

竹之内和満委員長

いろいろ挙げてもらったうちの中から選ぶということにします。皆さんまだ聞いてませんので。

その他は何かございませんでしょうか。所管事務調査をしてもらいたいこと。

牟田学委員

今、ずっと問題になっていることですが、環境の保護活動について、脇本浜と同様な地区があれば、どういうふうな対処をしているのか、そこ辺りを調査をしたいと思えますけれども。

竹之内和満委員長

環境に関してどうなんでしょうかね、所管的に。

牟田学委員

自然環境、ウミガメとか、シロチドリとか。

竹之内和満委員長

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時29分～午後 2 時36分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

調査を行いたいというのは3件あります。観光の振興の調査について、2点目が旧港及び青果市場跡地を含む市街地活性化について、3点目が新しい道の駅の整備に関する調査についてでいいですか。

本委員会の所管事務調査は3件とし、調査終了までの継続調査を議長に申し出ることに御異議ございませんでしょうか。

白石純一委員

そのタイトルは。

竹之内和満委員長

タイトルは整理します。

この3件ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

ここでお知らせいたします。

ただいま決定いたしました本委員会の所管調査事項の調査の方法については、まず、本市の状況等を把握するため、当該関係事項の所管課等への聴取、調査を行いたいと思います。

その後の調査方法については、所管課への聴取等を行った後、皆様に御意見をお伺いする予定ですので、よろしく願いいたします。

なお調査に関する本委員会の開催日時等については、委員長に一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時38分～午後 3 時14分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議題に入る前に、地方自治法第117条の規定により、大野雅子副委員長及び牟田学委員の退席を求めます。

〔大野雅子委員及び牟田学委員退席〕

○ 陳情第5号 海の家事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情

竹之内和満委員長

この際、陳情第5号を議題とし、市長に出席を求め審査を行います。

市長は入室してください。

〔執行部入室〕

竹之内和満委員長

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石純一委員

お疲れさまです。

今回の条例については、市長も御存じのとおり令和元年6月に議会で制定して、そこで条例の施行規則がつくられて、我々が把握してるのは、条例ができたときに、審議の中で海水浴場の開場時間を午後8時までとなっていたのが、施行規則においては午後5時までになっていたと。ただし、市長が認めるときは、例外を認めるということだったんですけれども。そもそも、条例審査で午後8時までと言っていたのが午後5時になったのは、ほかの大川島、大島の海水浴場に合わせるためだということなんですけれども、ただし、それまでも脇本については午後8時まで事業者は営業されてたわけですので、午後8時が午後5時になった経緯を、もう一度、市長からお聞かせいただけないでしょうか。

松崎副市長

ただいまありました海水浴場の開場時間等について、規則で定めることとなっておりまして、その当時の委員会審査において、担当課から規則案を示した際に午後8時までというふうに、今、委員の御指摘があったとおりでございます。その後、担当課からもあったと思いますが、決裁の過程で一部その時間等が変更になったということで、本来であれば、変更した場合にはその内容について議会に丁寧に説明すべきであったと考えているところでありまして。その点について対応が不足したというところは認めているところでありまして。

白石純一委員

午後5時を、ただし、市長が特に必要と認める場合を除く、つまり、必要と認めれば午後8時までやっていいよということに施行規則ではなっていますが、市長は、別途特に必要と認めるということは、文書等で認める手続がなかったと理解していますが、それはそのとおりでいいんでしょうか。

宮下商工観光課長

その文書につきましては、先ほどお答えしたとおりで特段ない状況ということですよ。

白石純一委員

したがって、市長が特に必要と認める場合、例外が認められるわけですが、特に必要と認めることをしっかり文章等に残る形でやっていなかったのが、事業者にとっても、区の方々にとっても、我々にとっても判断の根拠がはっきりしなかったということでこういう混乱が今生じているのではないかと思います。したがって、明日、もう既に協議会が行われるということも聞いていますけれども、事業者の方と区、その区の中にNPOさん含むんですけれども、その方々の間で非常に感情的なしこりがもうできていまして、なかなかこれがほどけない状態のようだというふうに我々は今回の審査で判断しました。

そこで、やはり市が間に立って、仲裁ではないですけども仲立ちをしていかなければならないと思っています。しかし、今までの課長や課長補佐がそこに入ってやっておられたにもかかわらず、なかなかそれがうまくいっていないということを考えると、やはりここは市長がリーダーシップをとられて、市長から、ぜひ、観光と、それこそ市長が常日頃

おっしゃっている観光と環境の両立ということは非常に阿久根にとっても大事なことで、それを体現する形でも市長が間に立ってその業者の仲立ちを、強くリーダーシップをとっていただくということが私は解決の早道だと思うんですけど、市長いかがでしょうか。

西平市長

この海の家を経営されてる皆さん方とウミガメ・シロチドリ会の間での話が大きくて、下村の区長さんもいらっしゃいますけれども、どちらかという区長さんもこのことに関しては、しっかりと話し合いをした中で中立的な形でいたいという話を、私も直接お話聞いているところがございます。

委員から、間に入ってしっかりとやるべきだというお話でありました。

この間も、海を家の経営者の方々からも直接お話を聞く機会は、こういう公的な場所だけではございませんが、いろいろ話を直接聞かせていただいております。また、シロチドリ会の方々とも、そういった中で代表の方とお話しする機会もありましたし、決してそういったことをこれまでやってこなかったということではございません。ただ、これを三者入った中で私がするというのは決してやぶさかではない話ですけども、その中でどういった着地点が見られるかということは、やはりこれはしっかりと話し合いにお願いしないとイケないなというところを思います。といいますのは、今回、この脇本海岸という大変貴重な資源、貴重な環境に対する、そうするとそこを利用する方々の取り決めということでございますので、そういった方々がどういう御意向をお持ちで、どういうことをお互いにほしいのか、あるいは、してほしくないのか。その中でどこに落としどころをつけるかというのは、これは何かが決めるということではなく、やはりお互いの話し合いの中で進めていくことが大事だと思っております。行政としてある一定の線を引くというのは、時には必要かもしれませんが、こういう共存しなければいけないというところで線を引いて、ぱっきり切ってしまうというのは、私はちょっとこれはそぐわない案件だなというふうに感じているところです。これは、もちろんウミガメにしろ、シロチドリにしろ、そこにいます環境の一員ですけども、当然人間もその環境の中で生活する一部です。人間というのはほかの動物と違って、知恵を出し合いますし、いろんなことを考えて話ができるという、いわゆるそういう動物でありますから、その強みを生かした中で、地域を思う気持ちをしっかりと話していただくところが大事であります。

私としては、中に入るのは全然問題ないと思っておりますけれども、今申し上げましたとおり、やはり話し合いの中でお互いで着地点を見つけて、その中で運用していただきたいと考えるところがございます。

白石純一委員

もう7月1日の海開きまで間もないわけですよ。今まで恐らく課長や課長補佐、そして、地区の方々、NPOの方々も話し合いをしよう、まとめようと思われてやってきた中で、それでも、もう今や感情的にしこりができて、なかなかそれが、話の場にすら一緒にいたくないというようなふうにも私はとれました。そこで、やはり第三者である市、強いリーダーシップを持って市長が直接彼らに働きかけてお互いの歩み寄りを促す、あるいは、こういうのはどうでしょうという提案をしてもいいのではないかと私は思うんですけども、その点いかがでしょうか。

西平市長

提案する中身がどういう中身になるかというのも少し想像できないところですが、当然、委員が先ほどおっしゃるように、もう感情にしこりがあるということにあっては、例えば、こちらがAという提案すると、一方はそれは違うんじゃないか、一方はそれはいいぞと言いつつ、お互いなかなか、そこに対しての着地点が見えるかどうかというのは、なかなか難しいと思うんですね。

市としては、先ほどから申しておりますように、現在、午後8時までの開場時間の延長ということで検討を進めていくということをお願いしておりますけれども、その中でさらに不具合が生じるということであれば、お互い意見を聞いた中で調整をするしかないのかなと、そういう思いでございます。

白石純一委員

午後8時までの延長は、7月1日までにできそうですか。

宮下商工観光課長

これにつきましては、関係者の御意見をお伺いしながらということもありますので、調整は進めますが、時期については、なかなか7月1日に間に合うというのは難しいのかなと思っております。

白石純一委員

であれば特に、やはり合意書、覚書にサインしてもらうためには、時間があれば、時間をかけて、例えばこれが秋口だったら、半年かけて話し合ってくださいよということができるかもしれませんが、もうあと10日しかない中で、やはりその中に立って、第三者が仲裁、ファシリテーターとなって、お互いの言い分を聞いて、もちろん、無理に合意点を見いださせさせるということではないわけですから、あくまでも提案ですね、それをし、その中でも市長がやっていただくことが、一番、私は当事者間が理解できる。もちろん100%お互いに満足はできないかもしれないけれども、歩み寄れるきっかけには十分なるんじゃないかなと思います。

これは提案ですので結構です。ありがとうございます。

竹原信一委員

先ほど副市長から、施行規則の件のお詫びみたいな説明でしたけれども、実際、なぜ午後5時になったのか。どのような経緯でなったのかを詳しく御説明ください。

松崎副市長

当時、この規則については決裁で処理を進めていくんですけども、その決裁の過程の中で、ほかの脇本海水浴場以外の大川島海水浴場及び阿久根大島海水浴場が午後5時までということになっているので、脇本だけ午後8時じゃなくて、合わせた中で、何か例外があれば、特に市長が認める場合とすればどうかというような、決裁の中で出たというふうには認識をしています。

竹原信一委員

議会で説明したのが一番重要なはずなのに、何で。そのとき忘れたの。

松崎副市長

その具体的にどういう過程でそこが訂正されたかというのは、私もそこについては承知していないところなんですけど、聞いているのは、決裁の過程で指摘があって、それを最終的には決裁をしたということでございます。

竹原信一委員

後から聞いた。それには参加してないわけですね。

松崎副市長

私は、決裁権者としてその中に入っていたと。

竹原信一委員

だから、思考を、考えの過程が分からないって。ちゃんとそこを説明しないと。誰かが言ってそんなふうになってしまいましたけど説明じゃないんですよ。

松崎副市長

繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたように、決裁の過程で他の海水浴場と横並びにすべきだろうという決裁者の指摘があって、それに基づいて最終決裁まで行って、それが規則として制定されたという経緯でございます。

竹原信一委員

もう本当にね、あの人たちの集団でものを考えるときには、現場に即したものがって考えられなくなってしまうのかな。非常に、さんざん現状のことは分かったていたはず。分からないような状態で、ぼろっと、午後5時だから午後5時にしちゃおうよって。変な組織ですね。そして、おわび申し上げますみたいな話。

松崎副市長

決裁の過程は先ほど申し上げたとおりですけれども、その後の対応として、議会に当初説明をした内容と異なっている部分については、議会の皆さんにきちんと説明すべき内容であったというふうに認識していると申し上げたところです。

竹原信一委員

後じゃないですよ。そんな大きなことを変えるときは前に言わなきゃいけないよ。前において、言ったことと全く違うことをしてしまいますけどって。そうでないと議会の存在価値なんかないですよ。そんなに軽く考えてる、議会のことを。

松崎副市長

決して軽く考えているということではなくて、先ほど、繰り返しになって申し訳ありませんけど、手続として前後になってしまったということは申し訳ないというふうに考えております。

[竹原信一委員「だめだ、これは」と呼ぶ]

白石純一委員

この施行規則の決裁者の意向で午後5時になったということですがけれども、決裁者は市長ではないんですか。

松崎副市長

最終決裁者は市長でございます。

白石純一委員

市長の意向で午後5時になったということによろしいわけですよ。

西平市長

今まで議論がありますように、午後5時までの開場時間ということで決裁をしましたが、当然その中には、当初も出ておりますように、あくまでも市長が認める部分という一文をつけることで、脇本海岸の扱いについては、十分柔軟に対応できるだろうということから決裁したというところでございます。

白石純一委員

しかし、市長が必要と認める手続、手順をしっかりと踏んでいないということですよ。どういう形で認めておられたんですか。

西平市長

文書を残していないということを委員はおっしゃりたいというふうに思うんですけども、文書で残していなかったのは、確かにこちらにも不備があったものと考えているところがございます。

竹之内和満委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終結いたします。

市長は退室してください。

〔執行部退室〕

竹之内和満委員長

本件については採決に入ることとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔発言する者あり〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時33分～午後 3 時52分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本件については採決に入ることとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、陳情第 5 号について採決に入ります。

まず、討議に入ります。

賛成または反対の意見につきましては、討議ではなく次の討論でお願いいたします。

それでは、討議ございませんか。

濱田洋一委員

先ほども申し上げましたけれども、自然環境の保護の観点、そして、観光振興の推進。このことは、やはり、共存共栄、今後していくべきものと思っております。

そういった中におきまして、今回、下村区、そして、NPOの方々からこうやって陳情が出たわけですけども、このの方々におかれましては、そういった絶滅危惧種を今後守っていききたいという意向があらわれる方々だと感じました。

そういった中におきまして、陳情趣旨の捉え方で、それぞれ皆さん考えるところが違うかと思っておりますけれども、私は趣旨採択が望ましいのではないかと。趣旨は十分理解するけれども、一部そうでもないこともあり、また、この下の 3 項目については、今の現状としてはなかなか難しいのではないかとということで、趣旨採択がよいのではないかと。思っています。

竹原信一委員

陳情の趣旨。上のほうの文章自体にそもそも、観光というカウミガメ保護の観点という言葉はありますけれども、実際、この文章の中に、今のこの覚書がなされていないことが条例に反するとかあったりして、そもそもの意図というのが非常に敵対的で、覚書というものに対するものの考え方がなっていないと。行政権力を行使して相手をやっつける

と。

周囲のいろんな話も私は聞きましたよ、相手方からも。

そうすると、それを見ると、もうとにかくここから出ていけという発想があり、また、この3項目についても、行政権力が彼らを抑えるように動かそうという意図が丸見えなんですよ。こんなことを許していたら、非常に、阿久根で事業するのをやめたいと思うのは間違いないですよ。本当にうんざりします。これは不採択とすべきです。

[発言する者あり]

竹之内和満委員長

言っていたほうがよいです、どうしたいかを。

白石純一委員

3項目、陳情内容があるわけですがけれども、1項目め、覚書を締結すること。これは、6月1日に出された時点では非常に不透明な部分もあったんですがけれども、明日、協議会が開かれて、その内容によっては覚書が締結される可能性もゼロではないと思うんですよ。それを待ってからでも私はいいいのではないかなという気がするので、その場合は。

[発言する者あり]

竹之内和満委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時57分～午後4時05分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石純一委員

私は、この3項目ありますけれども、1項目めの1行目の後半、開場時間の特例として午後8時まで云々とありますけれども、確かに先ほど執行部が午後8時に変更したいということはおっしゃってましたけれども、まだそれは実現していないわけで、今の時点では開場時間の特例としている午後8時を守るために覚書を締結することということは、私は賛同いたします。したがって、1番については採択すべきだと思います。

ただし、2番については、これは、こうした強制権はないので採択すべきではない。

また、3番についても、当初の覚書ということは、市と事業者と区の三者で進んでおりましたので、現時点で署名者に加える必要はないと思います。このNPOの方々の活動については、環境を守る上で大変有意義だと思いますので、その方々とまた別途、新たな覚書も結べると思います。

したがって、1だけを採択とする一部採択が適切ではないかと私は思います。

大田基次委員

私は以前、原発問題で陳情をして、議員の方の話を聞いたことがあるんですが、そのときに、字を1字間違っているのを訂正させられたんですよ。それで一時休憩ということ

で、なったことがありました。だから私は、それだけ厳しくやるのに、この文章を自分たちで勝手に読み解いていいのかなって。そうじゃないんじゃないのかなと思うんです。そのまま、書いてあるまま読んで、取らなきゃいけないんだと思うんですけど。私は不採択です。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後4時08分～午後4時17分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに討議ございませんか。

濱田洋一委員

先ほど、自然保護の観点、そして、観光振興の観点から、双方阿久根市にとっても今後やっていかなければならないことということで話をさせていただきました。その中で、陳情の趣旨はおおむね理解できるけれども、陳情事項についてはどうかなということ趣旨採択が望ましいという発言をしましたが、相対的に改めて考えた場合、何回も言いますけれども、自然保護の観点、そして、阿久根市の将来の観光の大きな目玉の一つである脇本海水浴場、双方の共存共栄していかなければならないというふうに痛感しております。

そういった中におきまして、陳情事項の1番目でありますけれども、現在のこの審議の状況において、覚書は締結をしていただきたいということでありまして。2番、3番については、また、別途、双方、行政の部分は外した中でも、任意ということで覚書を双方また締結するということがあってもよろしいかと思っておりますので、一部採択が望ましいと考えたところであります。

竹之内和満委員長

ほかに討議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に移ります。

それでは、討論ございませんでしょうか。

〔発言する者あり〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後4時19分～午後4時26分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま一部採択の御意見がありました。なお、この一部採択の内容は、1項目めを採択するというもので、2項目め3項目めは不採択というふうになります。

採決は、まず、一部採択すべきものとするについてお諮りします。

可決された場合は、一部採択すべきものとして決定されます。

否決された場合は、改めて採択すべきものとするについてお諮りします。
なお、討論については、この後一括して取扱いますのでよろしくお願いいたします。
それでは、討論に入ります。
討論ございませんか。

白石純一委員

私は一部採択にしたいと思っています。

理由は、1項目めについて、まず、覚書を締結することということについては全く異論がありません。ただその中で、閉場時間の特例としている午後8時までということに対して、原則論として今後、市は、原則として午後8時までに変更したいとおっしゃっていましたが、今日この時点でまだそれは確定しておりませんので、本日のこの時点での結論としては、これはあくまでも特例として午後8時までということですのでそれに対して賛成する。その条件で覚書締結に賛同するものです。

したがって、1項目めのみ的一部採択がふさわしいと思います。

竹原信一委員

そもそもこの陳情の趣旨の意図は、行政権力を使って、海の家を経営活動を制限したいといったものがあるということが、今までの議論の中ではっきりとしております。この前文のところでも、今の覚書を未だに締結されていない。それが快適な利用に関する条例に反すると。もうこのような文面、こういった趣旨で行われる陳情を、一部であっても採択するのは不適切です。

不採択を主張します。

濱田洋一委員

私は、一部採択という立場で討論をさせていただきます。

今回、陳情者のお話をお聞きし、また、参考人として海の家の事業者、それから、関係する方、そして所管課との質疑の中におきまして、示された答弁の内容につきましては、この陳情事項の中にある第1項目めのことにつきましては、現在のところ特例ということでの設定をされているわけですので、今の段階においては、この1項目めは賛成すべきと思っています。その後、所管課で、各利害関係者と協議がなされ、着地点が固まったときに初めて覚書なるものが締結され、よかったねということになるかと思っています。そういう意味でも、覚書の締結というのは、非常に大事なことであるかなと思います。

これは、この陳情の中身のことでございませぬけれども、一般論として、言った言わないというよりも、書いたものを双方が取り交わして常に持っているということで、お互いがお互いを思いやりというか、協調性が出てくるかと思っています。言った言わないは感情論になりますので、そうなれば、うまくできることもできません。そういった中においては、自然環境の保護の観点、そして、観光振興の観点からも、着地点を双方見出していきたい、覚書なるものを締結していただきたい。

そういうことで、1番のみ私は採択したいというふうに思っております。

また、行政から、新たに原則として、この開場時間を変更するということがあれば、その時点で覚書等を新たに締結をしていただければ、それで問題ないのかなと思っています。

大田基次委員

おっしゃるように覚書が結ばれるということは非常にいいことだと思います。ただ、覚

書というのは、先ほど私が聞きましたとおり、契約書とかああいうものほどの効果のあるものではないというふうに思っておりますので、私はこの書いてある文章が不採択とすべきだというふうに思っておりますので、私は不採択です。

竹之内和満委員長

討論、これで終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第5号、海の家事業活動時間の特別延長の覚書締結に関する陳情を採決いたします。

まず、一部採択についてお諮りいたします。

この一部採択については、1項目目のみの採択ということになります。

本陳情は、一部採択すべきものと決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

ただいま議題となっております陳情第5号について、一部採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

2名ですね。

可否同数のため、委員長により決定します。

委員長の意思は、一部採択に反対であります。

よって、一部採択すべきものとする事は否決されました。

それでは、本陳情を採択すべきものとする事について、採決いたします。

本陳情を採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数と認めます。

よって、本陳情は不採択になりました。

本件に関する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本委員会に付託され、会期内に審議すべき案件は全て議了しました。

本日、閉会中の継続調査とした事項に関する議長への申出、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、意見書案の提出並びに議会だよりの原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後4時38分)

産業厚生委員会委員長 竹之内 和 満